

障がい者の法定雇用率と雇用管理

大阪府商工労働部 雇用推進室就業促進課

《詳細は大阪府ホームページに掲載しています。 <http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/index.html>》

障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）において、すべての事業主は、進んで障がい者の雇用に努めなければならないとされており、「障害者法定雇用率」は下表のとおり定められています。大阪府では、企業における障がい者雇用の促進と雇用管理の支援に努めています。

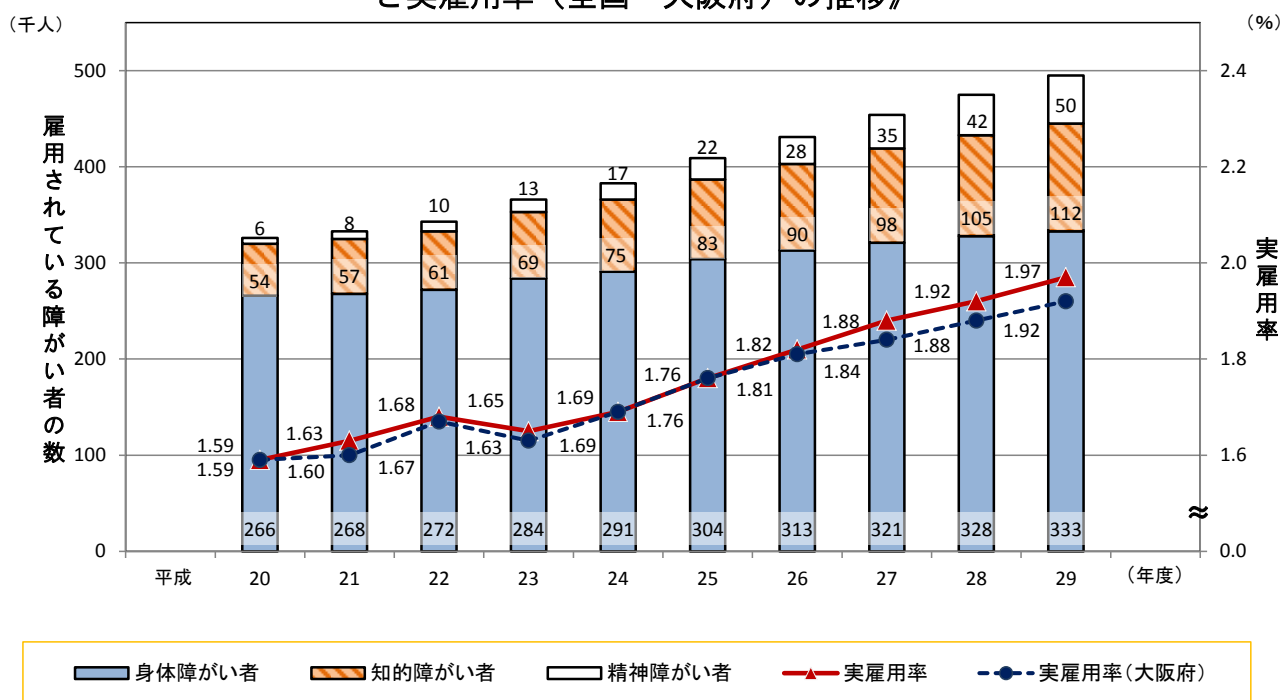
1. 障がい者の法定雇用率について

平成30年4月1日から法定雇用率の算定基礎の対象に、従来の身体障がい者と知的障がい者に加えて、精神障がい者が追加されたことに伴い、民間企業の法定雇用率は2.0%から2.2%に引き上げられました。さらに、平成33年4月1日までに2.3%へ引き上げられることが決定しています。

《障害者法定雇用率の推移》

事業主区分	平成30年3月31日まで	平成30年4月1日以降	平成33年4月1日までに
民間企業	2.0%	2.2%	2.3%
国、地方公共団体等	2.3%	2.5%	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.2%	2.4%	2.5%

《民間企業において雇用されている障がい者の数（全国値） と実雇用率（全国・大阪府）の推移》



出所：厚生労働省「平成29年 障害者雇用状況の集計結果」

大阪労働局「平成29年 障害者雇用状況の集計結果」

2. 大阪府における障がい者雇用促進の取組み

大阪府の障がい者実雇用率は、1.92%(全国 43 位/平成 29 年度)で法定雇用率(2.0%)を下回っています。また、法定雇用率を達成している企業の割合は、45.5%(全国 46 位/平成 29 年度)と5割にも満たない状況が平成 11 年度から続いています。この状況を改善するため、平成 22 年 4 月 1 日に障がい者の雇用を促進する「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例(通称：ハートフル条例)」を施行し、「障がい者雇用日本一・大阪」の実現に向けて様々な取組みを実施しています。

(1)障がい者雇用促進センターの事業主支援事業

大阪府障がい者雇用促進センターでは、専門家派遣や支援学校見学セミナー等の開催、職場実習受入れのコーディネート等、事業主の支援を行っています。

(2)雇用管理のための対話シート

精神・発達障がいについては、他の障がいに比べ個人差が大きく、気分・体調の変化に波があるため、変化の波をキャッチし日々のコミュニケーションを円滑に行えることが、障がい者雇用を行う企業では求められております。

大阪府では、障がい者が企業で、より安心して働いてもらうためのサポートとして、「雇用管理のための対話シート」を作成し、使い方セミナーや事例紹介を行っています。

◆詳細はこちらへ：「大阪府雇用管理のための対話シート」

http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/management/taiwa_sheets.html

(3)精神・発達障がい者を中心とした職場体験受入れマッチング支援事業

今年度、大阪府の新しい取組みとして、「精神・発達障がい者を中心とした職場体験受入れマッチング会」を実施しました。8月23日に開催された第1回では、出展企業27社、体験希望者185名と多くの方にご参加いただき、結果として91名の方が職場体験を行っています。また、12月5日に開催された第2回では、出展企業28社、体験希望者180名にご参加いただき、今後、順次職場体験を進めていく予定です。

◆詳細はこちらへ：「大阪府障がい者職場体験マッチング会」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/management/matching.html>

<お問合せ先>

大阪府商工労働部 雇用推進室 就業促進課 障がい者雇用促進グループ
大阪市中央区北浜東 3-14 エル・おおさか(大阪府立労働センター) 11 階
TEL : 06-6360-9077/FAX : 06-6360-9079
HP : <http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/index.html>

◆取組み等の詳細についてはこちらへ⇒

[大阪府 障がい者雇用](#)

検索 